

宮 城 県 公 報

令和 8 年 7 月 14 日（火）
号外第 32 号

目 次

条例

- 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（行政管理室）
- 宮城県県税条例の一部を改正する条例（税務課）
- 県税減免条例の一部を改正する条例（同）
- 特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（同）
- 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（同）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（デジタルみやぎ推進課）
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例（子育て社会推進課）

次の条例をここに公布する。

令和8年7月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- | | | | |
|--------|----|---|--|
| 宮城県条例第 | 37 | 号 | 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 |
| 宮城県条例第 | 38 | 号 | 宮城県県税条例の一部を改正する条例 |
| 宮城県条例第 | 39 | 号 | 県税減免条例の一部を改正する条例 |
| 宮城県条例第 | 40 | 号 | 特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 |
| 宮城県条例第 | 41 | 号 | 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 宮城県条例第 | 42 | 号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 |
| 宮城県条例第 | 43 | 号 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例 |

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和２年宮城県条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第１条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の２の８第１項</u>の規定に基づき、知事若しくは県の委員会の委員若しくは委員又は県の職員（<u>法第243条の２の９第３項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（次条において「知事等の損害賠償責任」という。）の一部の免責について定めるものとする。 （知事等の損害賠償責任の一部免責） 第２条 [略] （１） 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第１	（趣旨） 第１条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の２の７第１項</u>の規定に基づき、知事若しくは県の委員会の委員若しくは委員又は県の職員（<u>法第243条の２の８第３項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（次条において「知事等の損害賠償責任」という。）の一部の免責について定めるものとする。 （知事等の損害賠償責任の一部免責） 第２条 [略] （１） 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第１

項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。) 以外の知事等
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第173条の5 第1
項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額
に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア～エ [略]

(2) 地方警務官 地方自治法施行令 第173条の5 第1 項第2号
に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警
務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア・イ [略]

項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。) 以外の知事等
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第173条の4 第1
項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額
に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア～エ [略]

(2) 地方警務官 地方自治法施行令 第173条の4 第1 項第2号
に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警
務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア・イ [略]

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

宮城県県税条例の一部を改正する条例

第1条 宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(督促) 第17条 [略] 2 [略] 3 第13条及び法第74条の11の規定によって納期限を延長した徴収金、第14条第1項、第14条の2第1項、法第15条第1項及び第2項、法第15条の4第1項、法第73条の27の3から第73条の27の7まで並びに法第144条の29第1項の規定によって徴収猶予をした徴収金又は法第16条の2の規定によって納付若しくは納入の委託を受けた徴収金については、第1項本文の規定にかかわらず、当該延長又は徴収猶予若しくは委託を受けた期限又は期間内にこれを完納しない場合でなければ督促状を発することができない。	(督促) 第17条 [略] 2 [略] 3 第13条及び法第74条の11の規定によって納期限を延長した徴収金、第14条第1項、第14条の2第1項、法第15条第1項及び第2項、法第15条の4第1項、法第73条の27の3から第73条の27の7まで、<u>法第164条第2項</u>並びに法第144条の29第1項の規定によって徴収猶予をした徴収金又は法第16条の2の規定によって納付若しくは納入の委託を受けた徴収金については、第1項本文の規定にかかわらず、当該延長又は徴収猶予若しくは委託を受けた期限又は期間内にこれを完納しない場合でなければ督促状を発することができない。

第2条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(寄附金税額控除) 第27条 [略] 2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の1）に相当する金額とする。<u>ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第25条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と77万2,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、38万6,000円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。</u> (1)～(3) [略]	(寄附金税額控除) 第27条 [略] 2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の1）に相当する金額<u>（当該金額が当該納税義務者の第25条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）</u>とする。 (1)～(3) [略]

附 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び附則第25条第2項において「居住年」という。）が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、5分の1）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第25条及び第26条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所

附 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び附則第25条第2項において「居住年」という。）が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、5分の1）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第25条及び第26条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所

得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額（当該金額が3万9,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、1万9,500円）を超える場合には、3万9,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、1万9,500円）。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

- 2 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第12項に規定する特別特定取得に該当

得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額（当該金額が3万9,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、1万9,500円）を超える場合には、3万9,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、1万9,500円）。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

- 2 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当

する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における前項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.4」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」と、「1万9,500円」とあるのは「2万7,300円」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の5 第27条の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第25条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の2第1項、附則第17条第1項、附則第18条、附則第20条、附則第21条第1項、附則第21条の2第1項又は附則第23条第1項の規定の適用を受けるときは、第27条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控

する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における前項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.4」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」と、「1万9,500円」とあるのは「2万7,300円」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の5 第27条の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第25条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の2第1項、附則第17条第1項、附則第18条、附則第20条、附則第21条第1項、附則第21条の2第1項又は附則第23条第1項の規定の適用を受けるときは、第27条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控

除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の1）に相当する金額とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第25条及び第26条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と77万2,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、38万6,000円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

(1)～(5) [略]

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第22条の3 [略]

2 [略]

3 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第

除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の1）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第25条及び第26条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1)～(5) [略]

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第22条の3 [略]

2 [略]

3 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第

5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合には、法附則第35条の3の4第3項各号に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、令附則第18条の6の3第3項に規定するところにより、租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得との金額とを区分して、これらの金額を計算する。

- 4 前項の場合において、法附則第35条の3の4第3項第1号から第3号までの規定により譲渡があったものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によって算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、

5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合には、法附則第35条の3の3第3項各号に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、令附則第18条の6の3第3項に規定するところにより、租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得との金額とを区分して、これらの金額を計算する。

- 4 前項の場合において、法附則第35条の3の3第3項第1号から第3号までの規定により譲渡があったものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によって算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、

県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。	県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。
--------------------------------	--------------------------------

第3条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 第5条の6 平成26年度から<u>令和30年度</u>までの各年度分の個人の県民税についての第27条及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第27条第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100	附 則 第5条の6 平成26年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の県民税についての第27条及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第27条第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100

分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての第27

条及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第27条第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」と

分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

あるのは「100分の56.67」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

第7条の2 平成28年度から令和30年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるの

第7条の2 平成28年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

は「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」
と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」
とあるのは「56.67分の33.33」とする。

第4条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(地方消費税の納税義務者等) 第51条の2 地方消費税は、事業者の行った課税資産の譲渡等 (消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等 のうち、特定資産の譲渡等(同項第8号の2に規定する特定資 産の譲渡等をいう。)並びに同法その他の法律又は条約の規定 により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるも の以外のものをいう。)及び特定課税仕入れ(消費税法第5条 第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又 は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び 免除されるもの以外のものをいう。)については、当該事業者	(地方消費税の納税義務者等) 第51条の2 地方消費税は、事業者の行った課税資産の譲渡等 (消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等 のうち、特定資産の譲渡等(同項第8号の2に規定する特定資 産の譲渡等をいう。)並びに同法その他の法律又は条約の規定 により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるも の以外のものをいう。)及び特定課税仕入れ(消費税法第5条 第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又 は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び 免除されるもの以外のものをいう。)については、当該事業者

（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割により、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物（同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。）については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

2～4 [略]

（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割により、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。）については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

2～4 [略]

第5条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（不動産取得税の課税標準の特例）	（不動産取得税の課税標準の特例）

第53条の2 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、令第37条の16に規定するものに限る。）（法第73条の14第1項第1号及び第2号に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が同項第1号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域のうち法第73条の14第1項第2号イ若しくはロに掲げる区域外にあった場合における当該住宅を除く。第60条第1項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令第37条の17に規定するもの）について1,200万円を価格から控除するものとする。

2 [略]

第53条の2 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、令第37条の16に規定するものに限る。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令第37条の17に規定するもの）について1,200万円を価格から控除するものとする。

2 [略]

3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で令第37条の19第1項に規定するものをいう。第60条第3項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として令第37条の19第2項に規定する基準（第61条の2第1項において「耐震基準」という。）に適合するものとして令第37条の19第3項に規定するものをいう。第60条第2項、第3項及び第12項において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸について、当該住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除するものとする。

4～6 [略]

7 [略]

(1) 当該住宅が令第37条の19第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

(2) [略]

8～12 [略]

3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で令第37条の18第1項に規定するものをいう。第60条第3項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として令第37条の18第2項に規定する基準（第61条の2第1項において「耐震基準」という。）に適合するものとして令第37条の18第3項に規定するものをいう。第60条第2項、第3項及び第12項において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸について、当該住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除するものとする。

4～6 [略]

7 [略]

(1) 当該住宅が令第37条の18第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

(2) [略]

8～12 [略]

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第60条 県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（特定区域内住宅を除くものとし、令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) [略]

2～7 [略]

8 [略]

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第60条 県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) [略]

2～7 [略]

8 [略]

(1) 当該土地の上にある住宅が令第37条の19第3項の規定に
該当する住宅であることを明らかにする書類

(2) [略]

9～12 [略]

附 則

(不動産取得税の課税標準の特例)

第11条 [略]

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅（第53条の2第1項に規定する特定区域内住宅を除く。）の新築を令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間にした場合における第53条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和11年4月1日から令和13年3月

(1) 当該土地の上にある住宅が令第37条の18第3項の規定に
該当する住宅であることを明らかにする書類

(2) [略]

9～12 [略]

附 則

(不動産取得税の課税標準の特例)

第11条 [略]

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和13年3月31日までにした場合における第53条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和13年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

31日までの間に」<u>間</u>に行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。 3～6 [略]	3～6 [略]
--	---------------------

第6条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (不動産取得税の課税標準の特例) 第11条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業<u>（その事業区域の全部又は一部が同法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にあるものにあつては、令附則第7条第11項第2号に掲げる要件を満たすものに限る。）</u>の用に供する不動産を取得した場合	附 則 (不動産取得税の課税標準の特例) 第11条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が<u>令和5年4月1日</u>から令和11年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の

における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）の施行の日から令和11年 3 月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の 5 分の 1 に相当する額を価格から控除する。ただし、当該取得が都市再生特別措置法第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する。

2～4 [略]

5 都市再生特別措置法第109条の 7 第 2 項第 1 号に規定する者が同法第109条の 9 の規定による公告があった同法第109条の 7 第 1 項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第81条第 1 項に規定する立地適正化計画に記載された同条第17項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和 9 年 3 月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の 5 分の 1 に相当する額を価格から控除する。

価格の 5 分の 1 に相当する額を価格から控除する。ただし、当該取得が同法第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する。

2～4 [略]

5 都市再生特別措置法第109条の 7 第 2 項第 1 号に規定する者が同法第109条の 9 の規定による公告があった同法第109条の 7 第 1 項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第81条第 1 項に規定する立地適正化計画に記載された同条第13項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和 9 年 3 月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の 5 分の 1 に相当する額を価格から控除する。

6 [略]	6 [略]
-------	-------

第7条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第5条の5 第27条の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第25条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の2第1項、附則第17条第1項、附則第18条、附則第20条、附則第21条第1項、附則第21条の2第1項<u>若しくは附則第23条第1項又は法附則第35条の3の6第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第27条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第	附 則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第5条の5 第27条の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第25条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の2第1項、附則第17条第1項、附則第18条、附則第20条、附則第21条第1項、附則第21条の2第1項<u>又は附則第23条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第27条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務

3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の1）に相当する金額とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第25条及び第26条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と77万2,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、38万6,000円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

(1)～(4) [略]

(5) 前年中の所得について附則第16条の2第1項、附則第18条、附則第21条第1項、附則第21条の2第1項若しくは附則第23条第1項又は法附則第35条の3の6第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2

（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の1）に相当する金額とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第25条及び第26条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と77万2,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、38万6,000円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

(1)～(4) [略]

(5) 前年中の所得について附則第16条の2第1項、附則第18条、附則第21条第1項、附則第21条の2第1項又は附則第23条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定 公布の日
 - (2) 第2条並びに次項及び附則第3項の規定 令和9年1月1日
 - (3) 第3条の規定 令和10年1月1日
 - (4) 第4条の規定 令和10年4月1日
 - (5) 第5条及び附則第5項から第7項までの規定 令和11年4月1日
 - (6) 第6条及び附則第8項の規定 公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日のいずれか遅い日
 - (7) 第7条及び附則第4項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
- (県民税に関する経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の宮城県県税条例第27条第2項及び附則第5条の5の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和9年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の宮城県県税条例附則第5条の4の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家

屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 4 第7条の規定による改正後の宮城県県税条例附則第5条の5の規定は、附則第1項第7号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、同日の属する年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 5 第5条の規定による改正後の宮城県県税条例(以下「新条例」という。)第53条の2第1項の規定は、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日(以下「5号施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、5号施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 6 新条例第60条第1項の規定は、5号施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、5号施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 7 新条例附則第11条第2項の規定は、5号施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、5号施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 8 第6条の規定による改正後の宮城県県税条例附則第11条第1項の規定は、附則第1項第6号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

県税減免条例の一部を改正する条例

県税減免条例（昭和35年宮城県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1～10 〔略〕 （東日本大震災に係る不動産取得税の減免） 11 不動産取得税の納税者又は納税義務者が、東日本大震災により滅失又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）に代わる家屋（次項及び附則第13項において「代替家屋」という。）を取得した場合において、<u>地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号。以下この項、附則第15項及び附則第24項において「令和8年改正法」という。）附則第8条第6項の規定により読み替えて適用される法附則第51条第1項及び令和8年改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によること</u>	附 則 1～10 〔略〕 （東日本大震災に係る不動産取得税の減免） 11 不動産取得税の納税者又は納税義務者が、東日本大震災により滅失又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）に代わる家屋（次項及び附則第13項において「代替家屋」という。）を取得した場合において、法附則第51条第1項の規定の適用を受けるときは、第4条第1項の規定は、適用しない。

とされる令和 8 年改正法第 1 条の規定による改正前の法（附則第15項及び附則第24項において「令和 8 年改正前の地方税法」という。）附則第51条第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 4 条第 1 項の規定は、適用しない。

12 〔略〕

13 不動産取得税の納税者又は納税義務者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）に代わる土地の取得をしたときは、当該取得が令和 9 年 3 月31日までに行われたときに限り、当該土地の取得に対して課する不動産取得税を減免する。

14 〔略〕

15 附則第13項の規定は、令和 8 年改正法附則第 8 条第 7 項の規定により読み替えて適用される法附則第51条第 2 項及び令和 8 年改正法附則第 8 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる令和 8 年改正前の地方税法附則第51条第 2 項の規定の適用がある場合には、適用しない。

16 不動産取得税の納税者又は納税義務者が、平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故

12 〔略〕

13 不動産取得税の納税者又は納税義務者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）に代わる土地の取得をしたときは、当該取得が令和 8 年 3 月31日までに行われたときに限り、当該土地の取得に対して課する不動産取得税を減免する。

14 〔略〕

15 附則第13項の規定は、法附則第51条第 2 項の規定の適用がある場合には、適用しない。

16 不動産取得税の納税者又は納税義務者が、平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故

（以下「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が法附則第51条第3項の規定により指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋（以下「対象区域内家屋」という。）に代わる家屋（以下この項、次項及び附則第19項において「代替家屋」という。）の取得をしたときは、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限

（以下「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が法附則第51条第4項の規定により指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋（以下「対象区域内家屋」という。）に代わる家屋（以下この項、次項及び附則第19項において「代替家屋」という。）の取得をしたときは、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限

り、当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税を減免する。

17 [略]

18 附則第16項の規定は、法附則第51条第3項の規定の適用がある場合には、適用しない。

19・20 [略]

21 附則第19項の規定は、法附則第51条第4項の規定の適用がある場合には、適用しない。

22・23 [略]

24 不動産取得税の納税者又は納税義務者が、東日本大震災により被害を受けた家屋の復旧等に係る補助金又は交付金で知事が定めるもの（以下この項及び附則第30項において「補助金等」という。）の交付の対象となる事業（当該補助金等の交付の決定を受けた法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものが行うものに限る。）により家屋の取得をしたときは、令和8年改正法附則第8条第6項の規定により読み替えて適用される法附則第51条第1項及び令和8年改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によること

り、当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税を減免する。

17 [略]

18 附則第16項の規定は、法附則第51条第4項の規定の適用がある場合には、適用しない。

19・20 [略]

21 附則第19項の規定は、法附則第51条第5項の規定の適用がある場合には、適用しない。

22・23 [略]

24 不動産取得税の納税者又は納税義務者が、東日本大震災により被害を受けた家屋の復旧等に係る補助金又は交付金で知事が定めるもの（以下この項及び附則第30項において「補助金等」という。）の交付の対象となる事業（当該補助金等の交付の決定を受けた法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものが行うものに限る。）により家屋の取得をしたときは、法附則第51条第1項及び第4項の規定並びに第4条、附則第12項及び附則第16項の規定の適用がある場合を除き、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに

とされる令和8年改正前の地方税法附則第51条第1項並びに法附則第51条第3項の規定並びに第4条、附則第12項及び附則第16項の規定の適用がある場合を除き、当該取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税を免除する。 25～32 [略]	限り、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税を免除する。 25～32 [略]
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例（附則第11項の改正規定、附則第13項の改正規定、附則第15項の改正規定及び附則第24項の改正規定（「第4項」を「法附則第51条第3項」に改める部分を除く。）に限る。）による改正後の県税減免条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の県税減免条例（以下「新条例」という。）附則第13項の規定により不動産取得税の減免を受けようとする者に係る新条例附則第29項において準用する新条例第9条第1項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後60日以内に到来する場合においては、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して60日を経過した日とする。
- 3 新条例附則第24項の規定により不動産取得税の免除を受けようとする者に係る新条例附則第30項の規定による申請書の提出期限が、施

行日前に到来し、又は施行日以後60日以内に到来する場合においては、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して60日を経過した日とする。

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成24年宮城県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下「所得税法等改正法」という。）</u> <u>附則第96条の規定による改正前の法（以下「旧復興特区法」という。）</u>第37条第1項に規定する特定復興産業集積区域（以下単に「特定復興産業集積区域」という。）の区域内における県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。 （事業税の免除） 第2条 特定復興産業集積区域の区域内において、<u>所得税法等の</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた法第37条第1項に規定する特定復興産業集積区域（以下単に「特定復興産業集積区域」という。）の区域内における県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。 （事業税の免除） 第2条 特定復興産業集積区域の区域内において、<u>東日本大震災</u>

一部を改正する法律附則第96条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令第168号。以下「省令」という。）第1条第1号に規定する対象施設等（以下単に「対象施設等」という。）を同号に規定する認定日（以下単に「認定日」という。）から令和8年3月31日（所得税法等改正法附則第72条第1項又は第80条第1項の規定によりなおその効力を有する所得税法等改正法第11条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条又は第17条の2の規定の適用を受ける場合にあっては、令和10年3月31日）までの間（以下「対象期間」という。）に新設し、又は増設した者（法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業を実施する個人事業者又は法人で旧復興特区法第37条第1項又は旧復興特区法第39条第1項に規定する指定事業者に該当するものであって認定日から令和8年3月31日までの間に当該指定事業者として指定を受けたもの（以下「指定事業者」という。）に限る。）については、当該対象施設等を事業の用に供した日の属

復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令第168号。以下「省令」という。）第1条第1号に規定する対象施設等（以下単に「対象施設等」という。）を同号に規定する認定日（以下単に「認定日」という。）から令和8年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に新設し、又は増設した者（法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項又は法第39条第1項に規定する指定事業者に該当するものであって対象期間に当該指定事業者として指定を受けたもの（以下「指定事業者」という。）に限る。）については、当該対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後5箇年の間の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象施設等に係るものとして省令第2条に規定するところにより計算した額に対して課する事業税を免除する。

する年又は事業年度以後5箇年の間の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象施設等に係るものとして省令第2条に規定するところにより計算した額に対して課する事業税を免除する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）第2条から第4条までの規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第2条又は第3条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第5条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後30日以内に到来する場合においては、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して30日を経過した日とする。

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（平成27年宮城県条例第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（事業税の不均一課税） 第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から<u>令和10年3月31日</u>までの間（以下「対象期間」という。）に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで。次条において同じ。）	（事業税の不均一課税） 第2条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から<u>令和8年3月31日</u>までの間（以下「対象期間」という。）に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで。次条において同じ。）

の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下単に「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備（法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供するものに限る。以下この条において同じ。）を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後3箇年の間の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第3条に規定するところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）第41条、第47条並びに附則第10条の2及び第10条の2の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。

(1)～(3) [略]

の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下単に「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備（法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供するものに限る。以下この条において同じ。）を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後3箇年の間の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第3条に規定するところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）第41条、第47条並びに附則第10条の2及び第10条の2の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。

(1)～(3) [略]

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条及び第3条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第2条又は第3条の規定により県税の課税免除等の適用を受けようとする者に係る新条例第4条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後30日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して30日を経過した日とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年宮城県条例第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
別表第1（第2条関係） <table> <tr> <th>県の執行機関</th><th>事 務</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>教育委員会</td><td>[略]</td></tr> </table>	県の執行機関	事 務			教育委員会	[略]	別表第1（第2条関係） <table> <tr> <th>県の執行機関</th><th>事 務</th></tr> <tr> <td><u>1 知事</u></td><td><u>先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの</u></td></tr> <tr> <td><u>2 教育委員会</u></td><td>[略]</td></tr> </table>	県の執行機関	事 務	<u>1 知事</u>	<u>先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの</u>	<u>2 教育委員会</u>	[略]
県の執行機関	事 務												
教育委員会	[略]												
県の執行機関	事 務												
<u>1 知事</u>	<u>先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの</u>												
<u>2 教育委員会</u>	[略]												

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年宮城県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1・2 [略] 3 別表第1第2号ア及びエ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者、小学校教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該認定こども園において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>又は養護教諭とし	附 則 1・2 [略] 3 別表第1第2号ア及びエ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者、小学校教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している

て従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

- 4 別表第1第2号イの規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を有する者(同号エの規定により保育士の資格を有する者又は幼稚園の教員の免許状を有する者とする場合は、当該保育士の資格を有する者又は幼稚園の教員の免許状を有する者。次項及び附則第7項並びに同号カにおいて同じ。)については、当分の間、小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5・6 [略]

7 [略]

[略]	[略]	[略]
附則第6項	[略]	[略]
別表第1第2号カ	別表第1第2号アの規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若

者を除く。次項及び第7項において同じ。)をもって代えることができる。

- 4 別表第1第2号イの規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を有する者(同号エの規定により保育士の資格を有する者又は幼稚園の教員の免許状を有する者とする場合は、当該保育士の資格を有する者又は幼稚園の教員の免許状を有する者。次項及び第7項において同じ。)については、当分の間、小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5・6 [略]

7 [略]

[略]	[略]	[略]
附則第6項	[略]	[略]

		しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)
--	--	---

8 附則第6項及び別表第1第2号カの規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者(同号カただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

9 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表第2第2号ウ本文の規定により幼保連携型認定こども園に置かなければならない園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。別表第1第2号イを除き、以下同じ。)に直接従事する職員(以下この項、附則第11項及び

--	--	--

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表第2第2号ウ本文の規定により幼保連携型認定こども園に置かなければならない園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。別表第1第2号イを除き、以下同じ。)に直接従事する職員(以下この項、第10項及び第13

附則第14項において「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、別表第2第2号ウの表備考第1号の規定にかかわらず、同号ウの規定により幼保連携型認定こども園に置かなければならない職員のうち1人は、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

10 別表第2第2号ウの表備考第1号に規定する者については、当分の間、小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭、主務養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下この項及び附則第14項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11～13 [略]

14 前4項及び別表第2第2号ウの表備考第5号の規定により同表備考第1号に規定する者を小学校教諭の普通免許状を有する者若しくは養護教諭の普通免許状を有する者、知事が保育教諭

項において「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、別表第2第2号ウの表備考第1号の規定にかかわらず、同号ウの規定により幼保連携型認定こども園に置かなければならない職員のうち1人は、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

9 別表第2第2号ウの表備考第1号に規定する者については、当分の間、小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下この項及び第13項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10～12 [略]

13 前4項の規定により別表第2第2号ウの表備考第1号に規定する者を小学校教諭の普通免許状を有する者若しくは養護教諭の普通免許状を有する者、知事が保育教諭と同等の知識及び経

と同等の知識及び経験を有すると認める者、看護師等又は特定理学療法士等をもって代える場合においては、当該小学校教諭の普通免許状を有する者、養護教諭の普通免許状を有する者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者、看護師等並びに特定理学療法士等の総数は、別表第2第2号ウの規定により幼保連携型認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

15 附則第12項及び附則第13項並びに別表第2第2号ウの表備考第5号の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に規定する者（同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第1（第3条、第4条関係）

(1) [略]

ア・イ [略]

ウ 満3歳以上の子どものうち、教育時間相当利用児（1日

験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭の普通免許状を有する者、養護教諭の普通免許状を有する者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同号ウの規定により幼保連携型認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表第1（第3条、第4条関係）

(1) [略]

ア・イ [略]

ウ 満3歳以上の子どものうち、教育時間相当利用児（1日

に幼稚園と同程度の時間利用する子どもをいう。以下同じ。)並びに教育及び保育時間相当利用児(1日に保育所と同程度の時間利用する子どもをいう。以下同じ。)については、満3歳以上の教育時間相当利用児が認定こども園を利用する時間に相当する時間につき、学級を編制するとともに、当該学級を少なくとも1人の職員(常勤かつ専任のものに限る。次号ウにおいて同じ。)に担任させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、30人以下としなければならない。

(2) [略]

ア～オ [略]

カ アの規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者並びにイの規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事しては

に幼稚園と同程度の時間利用する子どもをいう。以下同じ。)並びに教育及び保育時間相当利用児(1日に保育所と同程度の時間利用する子どもをいう。以下同じ。)については、満3歳以上の教育時間相当利用児が認定こども園を利用する時間に相当する時間につき、学級を編制するとともに、当該学級を少なくとも1人の職員(常勤かつ専任のものに限る。次号ウにおいて同じ。)に担任させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下としなければならない。

(2) [略]

ア～オ [略]

ならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(3)～(7) [略]

備考 [略]

別表第2（第5条関係）

(1) [略]

(1)の2 [略]

ア [略]

イ 1学級の園児数は、30人以下としなければならない。

ウ [略]

(2) [略]

ア 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭（以下「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

イ [略]

(3)～(7) [略]

備考 [略]

別表第2（第5条関係）

(1) [略]

(1)の2 [略]

ア [略]

イ 1学級の園児数は、35人以下としなければならない。

ウ [略]

(2) [略]

ア 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

イ [略]

ウ [略]

[略]	[略]
備考	
(1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（以下「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。	
(2)～(4) [略]	
(5) 第1号に規定する者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同号に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	

エ [略]

オ [略]

(ア) [略]

(イ) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(ウ) [略]

(3)～(9) [略]

(10) [略]

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場

ウ [略]

[略]	[略]
備考	
(1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（以下「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。	
(2)～(4) [略]	

エ [略]

オ [略]

(ア) [略]

(イ) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(ウ) [略]

(3)～(9) [略]

(10) [略]

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場

合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(11) 〔略〕

ア 〔略〕

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下「園児」という。）
〔略〕	〔略〕	〔略〕

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その

合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(11) 〔略〕

ア 〔略〕

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
〔略〕	〔略〕	〔略〕

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その

運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

(12) [略]

(13) [略]

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

(12) [略]

(13) [略]

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成24年宮城県条例第91号) 第6条及び第13条の規定は、 幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条例第6条第2項中「入所している者」とあるのは、 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律<u>第14条第7項</u>に規定する園児」と読み替えるものとする。	(平成24年宮城県条例第91号) 第6条及び第13条の規定は、 幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条例第6条第2項中「入所している者」とあるのは、 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律<u>第14条第6項</u>に規定する園児」と読み替えるものとする。
--	--

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例(令和6年宮城県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] (経過措置) 2 教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び	附 則 1 [略] (経過措置) 2 教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び

保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると知事が認めるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の別表第1第1号アの規定（満3歳以上満4歳未満の子どもの教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）及び別表第2第2号ウの規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は適用せず、この条例による改正前の別表第1第1号アの規定（満3歳以上満4歳未満の子どもの教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）及び別表第2第2号ウの規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、なおその効力を有する。

3 教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると知事が認めるときは、当分の間、この条例による改正後の別表第1第1号アの規定（満4歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）及び別表第2第2号ウの規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は適用せず、この条例による改正前の別表第1第1号ア

保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると知事が認めるときは、当分の間、この条例による改正後の別表第1第1号ア及び別表第2第2号ウの規定は適用せず、この条例による改正前の別表第1第1号ア及び別表第2第2号ウの規定は、なおその効力を有する。

の規定（満４歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）及び別表第２第２号ウの規定（満４歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）における１学級の子どもの数については、第１条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）別表第１第１号ウの規定にかかわらず、令和１４年３月３１日までは、なお従前の例によることができる。

（幼保連携型認定こども園に関する経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における１学級の園児数については、新条例別表第２第１号の２イの規定にかかわらず、令和１４年３月３１日までは、なお従前の例によることができる。